

令和 7 年 10 月 10 日

教育・学習の質向上に向けた新たな評価制度の在り方
ワーキンググループ 御中

公益財団法人 日本高等教育評価機構
公益財団法人 大学基準協会
一般財団法人 大学・短期大学基準協会

教育・学習の質向上に向けた新たな評価の今後の議論の方向性に関する提言

私ども、機関別認証評価を担う三機関は「教育・学習の質向上に向けた新たな評価の在り方ワーキンググループ ここまでの議論の整理」に示された「今後、さらに検討する際に考慮すべき点」に関して意見を取りまとめたうえで下記の提言を行う。また、提言の趣旨を補足する付記を添える。

今後は、貴ワーキンググループにおいて、これらの提言を踏まえつつ、我が国の高等教育と次世代人材の育成を視野に入れた議論が進められ、高等教育の質保証システムとしての評価制度の充実・向上につながることを強く期待する。

なお、三機関は、いずれも大学・短期大学を会員として成り立っていることから、今後とも大学・短期大学及び大学団体等と密接に連携し、検討していく所存である。

記

1. 各評価機関の自律性を尊重することが不可欠である

私ども、三機関はいずれも会員制度を基盤としており、会員校の協力の下に成り立ってきた。この制度により、自律性を確保しつつ評価活動を展開してきた実績がある。今後も信頼性の高い評価を維持し発展させるためには、各機関の自律性を尊重することが不可欠である。

2. 大学を支える仕組みや国際通用性の観点から機関別評価を維持し発展すべきである

高等教育の質向上のために、各大学における内部質保証の取り組みを確実に機能させることが不可欠である。認証評価は、これまでその実効性と教育の充実への寄与を重視して評価を行ってきた。こうした成果を踏まえ、各大学を支える仕組み、そして国際通用性の観点からも機関別評価を今後も維持し発展するべきである。

3. 一律の基準で評価を行うことは、各大学の個性を損ない、教育の画一化を招く。評価は各大学の特性と強みを的確に捉え、大学自らが改善・向上する機能強化を促すべきである

我が国の高等教育機関は、各々の設立理念・目的に基づき、組織的努力を通じ、特色のある教育を展開してきている。この多様性を踏まえず、一律の基準で評価を行うことは、各大学の個性を損ない、教育の画一化を招きかねない。評価は、各大学の特性と強みを的確に捉え、大学自らが改善と向上を実行する機能強化を促すものでなければならない。この視座において段階別評価の意味はない。

4. 評価は評価機関と受審大学とのコミュニケーションを基盤とすべきである

評価はスクリーニングではない。評価機関は、受審大学が作成した自己点検・評価報告書に記載された大学の理念・目的と内部質保証の状況を確認し、さらに大学院そして学部・学科の学位プログラムに対する教育評価、学生支援、教職員組織、大学運営機能などについて、実地調査などにおける評価員と大学によるコミュニケーションを重視している。受審大学は、そのプロセスを通じて、自大学の現状を把握するとともに向上の方向性について示唆を得ることができ、有益である。

以上

付記

第1部 「新たな評価」の基本的考え方

1. 高等教育機関に対するこれまでの質保証の考え方と課題

意見

- 「議論の整理」では、「米国の第三者評価と我が国の第三者評価制度は大きく異なることに留意する必要がある」の理由に我が国の大学設置認可制度を挙げているが、そもそもア krediteーション及び認証評価は大学設立後、つまり完成年度を終えてから評価を受ける制度なので、大きく異なるとは言えない。また、文字通り大きく異なるということであれば米国の高等教育機関の学位と我が国の高等教育機関の学位の質が大きく異なることになるため、我が国の学位は国際通用性が無いことになるのではないかと（大学改革支援・学位授与機構が中央教育審議会の審議を経て、文部科学省によって認められたとして公表した「日本の教育資格枠組み」は、その目的で示す「国内外における日本の高等教育資格の透明性や社会的理解を高めること」にならないのではないかと）。

第2部 新たな評価制度の基本的枠組み

1. 評価の主体【誰が評価するのか】

＜今後、さらに検討する際に考慮すべき点＞

- ・評価の主体については、これまでの認証評価機関の果たしてきた役割や課題等を踏まえながら、検証を行うべきではないか。
- ・今後、評価の観点・視点等のばらつきをなくすための調整組織の設置を検討するに当たり、具体的にどのような役割を担わせるべきか等についても検討すべきではないか。

意見

- 「新たな評価」を実施するに当たり、既存の評価機関が維持されるための十分な財政的裏付けや、評価を実施するための人員確保の見通しについての具体性を伴った試算がなされていない。そのため、実現可能性（フィージビリティ）や持続性の観点から計画のみが先行するべきではないと考える。
- 多くの評価機関は、ピア・レビュー精神の下、会員制度、また会員校から評価員の推薦など多大な支援によって維持されている。その実態に鑑み、各評価機関の自主性・自律性を尊重し、「新たな評価」を実施する際は、評価の受付、評価料の徴収をはじめ、評価の実施から評価結果の確定まで、既存の評価機関が引続き主体的に行うべきであると考え。
- 各評価機関の自律性・独立性を確保する観点から、調整組織の位置づけや各評価機関との関係性などについて慎重に検討すべきであると考え。

- 現状では、分野別評価（各専門分野の第三者評価）や分野別認証評価（専門職大学・短期大学・大学院に対する専門分野認証評価）を既存の評価機関がそれぞれ実施しているため、「新たな評価」では、各評価機関、特に任意の第三者評価機関の自律性や独自性を阻害しないよう十分な理解の下で慎重に検討すべきであると考える。
- 評価基準・項目・指標の統一は高等教育機関の画一化を招くだけでなく、統一化された評価が当初から形式的、表層的なものに陥ってしまうおそれがあるため、避けるべきであると考える。
- 認証評価の実施に当たり、長期間の評価作業が必要であることから、産業界や高校関係者、または学生代表者などがどのように参画するのか、現実的かつ実効性のある参加形態と参加する作業の範囲を明確にした上で、慎重に検討すべきであると考える。

2. 評価対象【評価する単位・対象はどこか】

＜今後、さらに検討する際に考慮すべき点＞

今後、学位の分野に基づく学部・学科、研究科別の評価を行うに当たり、

- ・高等教育機関及び評価機関に過度な負担にならないよう考慮することが必要ではないか
- ・大学等の新設や大学等の学部・学科の設置の認可に際しては、「学位の分野」に基づき、養成すべき人材像や3つのポリシーに基づく教育環境整備等について審査していることから、評価の対象について検討する際に参考になるのではないか
- ・分野横断・学際領域に関する学部・学科若しくは研究科への対応をどうするか

意見

- 学部・学科若しくは研究科ごとの評価の実施は、これまでの認証評価以上に多大な負担を高等教育機関に負わせると同時に、評価員確保等を含む評価機関側の負担も格段に増加する。教育の質を向上させるためには、全学的な内部質保証や学長のリーダーシップ、教学マネジメントとの整合性が図られることなどが不可欠である。よって、現在の内部質保証を基盤とした機関別認証評価は維持すべきであると考える。
- 国が推進している外国人留学生の受入れの強化、日本人学生の海外への留学機会の拡充などの政策を勘案すれば、日本の高等教育機関の国際的通用性を確保するという観点からも、機関別認証評価は維持すべきであると考える。
- 学部・学科若しくは研究科ごとの教育の質の評価を重視する制度への変換に当たっては、高等教育機関全体の内部質保証との整合性を確保する必要がある。また、文部科学省を含め、各省庁が管轄している国家資格に係る学部・学科若しくは研究科については、教育の質保証はすでに各省庁によって担保されていることを踏まえると、それ以外の教育の内部質保証を重視した機関別認証評価制度を維持しつつ、三つのポリシーを起点とした学修成果の把握と評価による教育改善の取組み状況に焦点を当てた高等教育機関全体として「適合」しているか否かの評価を実施すべきであると考える。

3. 評価の視点【何を評価するか】

＜今後、さらに検討する際に考慮すべき点＞

- ・高等教育機関の「教育の質」を評価する、つまり「養成すべき人材像やディプロマ・ポリシー等に照らして学生が必要な学修成果を上げられているか」という点を可視化し、それに基づき、教育改善がなされているか」を評価するに際し、具体的にどのような基準・項目を設定するか
- ・その際、各高等教育機関が社会から信頼と支援を得るためには、各機関で掲げる養成すべき人材像やディプロマ・ポリシー等に照らして、必要な知識・能力を身につけた卒業生を輩出し、社会で学修成果を十分に活用できているかという視点も必要ではないか
- ・「新たな評価」における法令適合性の確認の方策について、役割分担を含めてどうあるべきか

意見

- 学修成果の評価について「直接評価と間接評価の双方の観点で学修成果の可視化を行うことが求められる」と述べているが、当該記述が「新たな評価」における学修成果の評価を指すのか、あるいは高等教育機関による学修成果の把握・評価を指すのかを明確にした上で、慎重に検討すべきであると考ええる。
- 「学修成果」の明確な定義がない中で、学部・学科若しくは研究科ごとに統一した評価基準を設定し、客観的に評価することは困難であり、加えて段階別評価を導入するのも困難であると考ええる。
- 社会での学修成果の活用については、社会からの視点で社会が評価すべきものであり、認証評価において評価すべきものではないと考ええる。
- 法令適合性の確認の方策について、現行の機関別認証評価の法令適合性の確認方法として、データのみならず、書面質問、エビデンスの確認、実地調査時の面談などを通じて確認していることを踏まえて、高等教育機関が入力したデータを確認するだけで良いかどうか慎重に検討すべきであると考ええる。

4. 評価手続【どのように評価するか】

＜今後、さらに検討する際に考慮すべき点＞

- ・段階別評価を行うのであれば、何段階で評価すべきか、また、段階別に判断をどのような考え方で行うか

意見

- 高等教育機関の専門分野や特性が異なる中で、統一した評価基準などを設け、段階別評価を実施しても、「教育の質」をわかりやすく示せるのか、各高等教育機関間で先進的な

取組みや課題を把握・共有できるのか、また学生が学修成果を実感し、高等教育機関の自己改革・改善につなげられるのか、慎重に検討すべきであるとする。

5. 評価結果の公表・活用【評価結果をどのように公表・活用するか】

＜今後、さらに検討する際に考慮すべき点＞

- ・評価結果を公表するにあたり、具体的にどのような内容を含んだフォーマットにするか

意見

- データベースの整備・活用については、高等教育機関が行政機関や評価機関からさまざまなタイミングで提出が求められる各種データが重複していることをまず解消する必要があり、その上、ポータルサイトを通じてデータベースの情報を開示することで高等教育機関の情報公開を一元的に進めることが可能と考える。
- 現行の大学ポートレートは社会のニーズに応じた高等教育機関のデータプラットフォームとして必ずしも十分に機能していないため、新たなデータプラットフォームの構築に当たっては、評価で活用可能なデータベースを基盤として整備すべきであるとする。
- 評価結果の活用として、資源配分など国の政策への活用を検討するとあるが、現行の認証評価は高等教育機関の教育等の改善・向上を支援する機能を担っているため、その結果を国の政策に直接活用できるのかどうかを慎重に検討すべきであるとする。

6. その他

意見

- 高等教育機関が認証評価受審と同時に、学部・学科若しくは研究科が設置計画履行状況等調査を受けている場合、それぞれの評価や指摘の観点に違いがあるため、それらの学部・学科若しくは研究科を認証評価の対象から除外すべきであるとする。
- 設置計画履行状況等調査の役割・機能を強化するのであれば、その過程で学部・学科若しくは研究科ごとの段階別評価を実施することは可能と考える。

以上